

参加説明書

沖縄県土木建築部公告土都第1号（令和7年4月11日）の「令和7年度第4回パーソントリップ調査計画策定業務」に係る技術提案書の特定等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この参加説明書によるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名 令和7年度第4回パーソントリップ調査計画策定業務

(2) 履行場所 沖縄本島内

(3) 業務の目的

沖縄県では、本島中南部都市圏（以下「本都市圏」という。）において、これまで3回のパーソントリップ調査（以下「PT調査」という。）を実施し、時代に応じた都市交通施策を推進してきた。

一方、鉄軌道のような利便性の高い公共交通機関がないことで、極めて高い自動車依存型社会が形成されたことにより、依然として交通渋滞が慢性化していることに鑑み、第4回目となるPT調査を令和4年度から実施しているところ。

令和7年度はPT調査の最終年度にあたり、都市交通マスタープランの策定を目的とする。

(4) 業務内容

ア 業務計画

イ 将来交通ネットワーク計画案の作成

ウ 将来交通量の予測

エ 観光交通に関する分析

オ 将来交通ネットワーク計画案の評価

カ 都市総合交通戦略の策定に向けた検討

キ 都市交通マスタープランの策定

ク 協議会の運営補助

ケ 報告書作成

コ 打ち合わせ協議

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

(ア) 将来交通ネットワーク計画案の評価について

将来交通ネットワーク計画案の評価手法について提案すること

(イ) 都市交通マスタープランの策定について

都市交通マスタープランの策定における考え方について上位・関連計画を踏まえて提案すること

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(6) 業務量の目安 98,100,000円(税込み)以下

(7) 成果物

成果物は以下のとおりとする。

ア 業務報告書 30部

イ 業務報告書概要版 30部

ウ 上記ア、イの電子データ 1部

エ その他調査職員が指示するもの 必要部数

(8) 業務の実施形態

ア 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 主たる部分

本業務における「主たる部分」は土木設計業務等共通仕様書第 1128 条第 1 項に示す他に次のとおりとする。

- (ア) 契約金額の 50 %を超える業務
- (イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- (ウ) 市町村や関係機関等との連絡調整業務

(9) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、若手管理技術者を補助する管理補助技術者を配置することができる。管理補助技術者の配置は参加希望者の判断によるものとし、配置する場合は、管理技術者に代わり管理補助技術者の実績等を審査・評価する。管理補助技術者の資格要件は、管理技術者と同じとする。

(10) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、管理技術者に若手技術者（40 歳以下）を配置する場合に評価を行う。

2 技術提案書の提出要請する者を選定するための基準等

(1) 技術提案書の提出要請者の数

次項に示す評価値基準の評価値から、原則として上位 3 者を選定する。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績、表彰の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

(2) 選定するための基準

評価項目		評価の着目点		評価のウェイト
		判断基準		
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件	(技術部門登録) 建設コンサルタント登録等	(別記様式-2) 下記の順位で評価する。 ①建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）又は（道路部門）及び、沖縄県の令和7・8年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の土木関係コンサル業種の（都市計画及び地方計画）又は（道路）に登録有り。 ②上記に該当しない場合は選定しない。	①3.0 ②選定しない
	専門技術力	(成果の確実性) 業務実績	(別記様式-2) (別記様式-2の2) 過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成27年度以降から公告日までに同種業務の実績がある。 ②平成27年度以降から公告日までに類似業務の実績がある。 ③上記に該当しない場合は選定しない。 記載する業務は1件以内とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。2件以上提出した場合は、③の評価とする。 共同企業体の場合には代表構成員の実績を評価の対象とする。	①4.0 ②2.0 ③選定しない
	管理技術力	(迅速性) 常駐技術者数	(様式-4) 下記の順位で評価する。 ①沖縄県内に管理技術者が常駐している。 ②沖縄県内に担当技術者が常駐している。 ③上記に該当しない。 共同企業体の場合には代表構成員及び構成員の全てを評価の対象とする。	①2.0 ②1.0 ③0.0

経営力	(履行保証力) 自己資本比率	(様式-5の1) 下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が25%以上。 ② ①及び③に該当しない。 ③ 自己資本比率が10%未満。 共同企業体の場合には、代表構成員の実績を評価の対象とする。	①2.0 ②1.0 ③0.0
	(瑕疵担保能力) 賠償責任保険の加入の有無	(様式-5の2) 下記の順位で評価する。 ① 保険金額5,000万円以上の賠償責任保険に加入 ② ①及び③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入 共同企業体の場合は、構成員全てが保険に加入している場合に評価する。1社でも未加入の場合は、評価しない。	①2.0 ②1.0 ③0.0
	(尊法性) 過去の法の遵守状況	(様式-5の3) 下記の順位で評価する。 ①公告日以前の過去3年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ②公告日以前の過去1年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ③①及び②に該当しない。	①2.0 ②1.0 ③0.0
専門技術力	(成果の確実性) 過去の業務成績	(別記様式-3) 過去10年間(平成27年度から公告日まで)に完了した同種及び類似業務の評定点を下表で評価する。 ただし、申請件数は5件までとし、平均値が55点未満の場合は加点しない。 なお、過去10年間の100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。 共同企業体の場合には、代表構成員の実績を評価の対象とする。	配点：25 ①100%(25.0) ② 90%(22.5) ③ 80%(20.0) ④ 70%(17.5) ⑤ 60%(15.0) ⑥ 50%(12.5) ⑦ 40%(10.0) ⑧ 30%(7.5) ⑨ 20%(5.0) ⑩ 10%(2.5)
	(成果の確実性) 優良業務表彰の有無	(別記様式-2) 沖縄県土木建築部における令和5年度から令和6年度までにおける優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員を対象とする。 優良業務は同種・類似業務の業務種別と異なっていても評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	①10.0 ②0.0
予定管理技術	資格要件 技術者資格等	(別記様式-6) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術監理部門:建設-都市及び地方計画) ②技術士(建設部門(都市及び地方計画)) ③RCCM(都市計画及び地方計画部門)	①5.0 ②3.0 ③1.0

<p>専門技術力</p>	<p>(業務執行技術力) 業務実績</p>	<p>(別記様式-6の2) (別記様式-6の3) 過去10年間の同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ①平成27年度以降から公告日までに完了した同種業務の実績、又は同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ②平成27年度以降から公告日までに完了した類似業務の実績、類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③上記に該当しない場合は選定しない。 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。 記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。なお、2件以上提出した場合は、③の評価とする。</p>	<p>①4.0 ②2.0 ③選定しない</p>																																																
<p>情報収集力</p>	<p>(地域精通度) 県内の業務実績</p>	<p>(別記様式-6) 過去10年間(平成27年度以降から公告日まで)に完了した同種又は類似業務の実績について下記の順位で評価する。なお、業務実績は、国・県・市町村・その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。 ①沖縄県が発注する業務実績がある。 ②その他の機関が発注する業務実績がある。 ③①及び②に該当しない。</p>	<p>①3.0 ②1.0 ③0.0</p>																																																
<p>若手技術者</p>		<p>(別記様式-6) 下記の通り評価する。 ①40歳以下の管理技術者を配置(公告日を基準)。 ②上記に該当しない。</p>	<p>①3.0 ②0.0</p>																																																
<p>専門技術力</p>	<p>(業務執行技術力) 業務実績</p>	<p>(別記様式-7) 過去10年間(平成27年度から公告日まで)に完了した同種及び類似業務の評定点を下表で評価する。 ただし、申請件数は5件までとし、平均値が55点未満の場合は加点しない。 なお、過去10年間の100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。</p> <table border="1" data-bbox="794 1429 1232 1713"> <tr> <td>申請件数の平均点↓</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>80点以上</td> <td>⑤</td> <td>④</td> <td>③</td> <td>②</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>75点以上80点未満</td> <td>⑥</td> <td>⑤</td> <td>④</td> <td>③</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>70点以上75点未満</td> <td>⑦</td> <td>⑥</td> <td>⑤</td> <td>④</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>65点以上70点未満</td> <td>⑧</td> <td>⑦</td> <td>⑥</td> <td>⑤</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>60点以上65点未満</td> <td>⑨</td> <td>⑧</td> <td>⑦</td> <td>⑥</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>55点以上60点未満</td> <td>⑩</td> <td>⑨</td> <td>⑧</td> <td>⑦</td> <td>⑥</td> </tr> <tr> <td>申請件数→</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </table>	申請件数の平均点↓						80点以上	⑤	④	③	②	①	75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②	70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③	65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④	60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	申請件数→	1	2	3	4	5	<p>配点：30 ①100%(30.0) ② 90%(27.0) ③ 80%(24.0) ④ 70%(21.0) ⑤ 60%(18.0) ⑥ 50%(15.0) ⑦ 40%(12.0) ⑧ 30%(9.0) ⑨ 20%(6.0) ⑩ 10%(3.0)</p>
申請件数の平均点↓																																																			
80点以上	⑤	④	③	②	①																																														
75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②																																														
70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③																																														
65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④																																														
60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤																																														
55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥																																														
申請件数→	1	2	3	4	5																																														
<p>専門技術力</p>	<p>(業務執行技術力) 優良技術者表彰の有無</p>	<p>(別記様式-6) 沖縄県土木建築部における令和4年度から令和6年度までにおける優良技術者表彰の経験について、以下の順で評価する。 優良業務は同種・類似業務の業務種別と異なっても評価する。 ①表彰実績あり ②表彰実績なし</p>	<p>①2.0 ②0.0</p>																																																

	(業務執行技術力) 部門の 従事期 間	(別記様式-6) 技術者の資格要件で評価した部門の従事期間を以下の順位で評価する。 ①公告日までの当該部門の従事期間が25年以上。 ②公告日までの当該部門の従事期間が15年以上。 ③①及び②に該当しない。 従事期間は申請の資格取得後の年数に次の期間を加えたものとし、算定は公告日を基準とする。 技術士(総合技術監理部門)の場合：10年 技術士(建設部門)の場合：7年 RCCMの場合：13年	①3.0 ②2.0 ③0.0
	専任制 手持ち 業務の 金額及 び件数	(別記様式-6) 公告日時点において、下記の項目に該当する場合は選定しない(未契約のものを含む) ・手持ち業務の契約金額が5億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。 ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上とする。	
業務実 施体制	業務実 施体制 の妥当 性	(別記様式-4) 下記の項目に該当する場合は選定しない。 ①業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ②設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 ③主たる部分が再委託予定となっている。	
合計		満点の点数	100.0

注) 評定点の評価方法については、手引きを確認すること。

- (3) 技術提案書の提出を要請する者の選定は、参加表明書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年5月13日(火)(予定)までに通知する。(電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。)

3 技術提案書の特定に関する事項

(1) 技術力等の評価基準

本業務の技術力等に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績、表彰の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

ア 予定技術者の経験及び能力

評価項目		評価の着目点	技術点		
		判断基準	管理技術者	担当技術者	照査技術者
予定技術者の経験及び能力	資格要件 技術者資格等	「別記様式－6」 1. 管理技術、照査技術者資格を下記の順位で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門：建設-都市及び地方計画） ②技術士（建設部門（都市及び地方計画）） ③RCCM（都市計画及び地方計画部門） ④上記に該当しない場合は特定しない 2. 担当技術者資格を下記の順位で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門：建設-都市及び地方計画） ②技術士（建設部門（都市及び地方計画）） ③RCCM（都市計画及び地方計画部門） ④上記に該当しない	①1.5 ②1.0 ③0.5 ④特定しない	①1.0 ②0.7 ③0.4 ④0.0	①0.5 ②0.4 ③0.3 ④特定しない

専門技術力	(業務執行技術力)業務実績	<p>(別記様式-6の2) (別記様式-6の3)</p> <p>過去10年間(平成27年度以降から公告日まで)に完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>【管理技術者】</p> <p>①同種業務の実績、又は同種業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>②類似業務の実績、類似業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、<u>職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。</u></p> <p>③上記に該当しない場合は特定しない。</p> <p>【担当技術者】</p> <p>①同種業務の実績、又は同種業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>②類似業務の実績、類似業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、<u>職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする</u></p> <p>③上記に該当しない。</p> <p>【照査技術者】</p> <p>①同種業務の実績、又は同種業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>②類似業務の実績、類似業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>③上記に該当しない場合は特定しない。</p> <p>再委託による業務は除く。また、職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者又は照査技術者とする。</p> <p>記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。なお、<u>2件以上提出した場合は、加点しない。</u></p>	①0.5 ②0.3 ③特定しない	①1.0 ②0.5 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③特定しない
	(業務執行技術力)部門の従事期間	<p>(別記様式-6)</p> <p>技術者の資格要件で評価した部門等の従事期間を以下の順位で評価する。</p> <p>①公告日以前の当該部門の従事期間が25年以上</p> <p>②公告日以前の当該部門の従事期間が15年以上</p> <p>③①及び②に該当しない。</p> <p>従事期間は申請の資格取得後の年数に次の期間を加えたものとし、算定は公告日を基準とする。</p> <p>技術士(総合技術監理部門)の場合:10年</p> <p>技術士(建設部門)の場合:7年</p> <p>RCCMの場合:13年</p>	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0

情報収集力	務実績 (地域精通度)県内での業	(別記様式-6) 過去10年間(平成27年度以降から公告日まで)に完了した同種又は類似業務の実績について下記の順位で評価する。なお、業務実績は、国・県・市町村・その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。 ①沖縄県内における業務実績がある。 ②その他機関が発注する業務実績がある。 ③上記に該当しない。	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0																																														
	C P D	(別記様式-7) CPD取得単位を以下の順で評価する。 ①令和4年度から令和6年度の年間の取得単位が150単位以上 ②令和6年度の年間の取得単位が50単位以上。 ③①及び②に該当しない。	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0																																														
若手技術者		(別記様式-6) 下記の通り評価する。 ①40歳以下の管理技術者を配置(公告日を基準)。 ②上記に該当しない。	①0.5 ②0.0	—	—																																														
専門技術力	(業務執行技術力)業務成績	(別記様式-7) 過去10年間(平成27年度から公告日まで)に完了した同種及び類似業務の評定点を下表で評価する。 ただし、申請件数は5件までとし、平均値が55点未満の場合は加点しない。なお、過去10年間の100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。	配点: 4.0	配点: 4.0	配点: 4.0																																														
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="6">申請件数の平均点↓</td> </tr> <tr> <td>80点以上</td> <td>⑤</td> <td>④</td> <td>③</td> <td>②</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>75点以上80点未満</td> <td>⑥</td> <td>⑤</td> <td>④</td> <td>③</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>70点以上75点未満</td> <td>⑦</td> <td>⑥</td> <td>⑤</td> <td>④</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>65点以上70点未満</td> <td>⑧</td> <td>⑦</td> <td>⑥</td> <td>⑤</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>60点以上65点未満</td> <td>⑨</td> <td>⑧</td> <td>⑦</td> <td>⑥</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>55点以上60点未満</td> <td>⑩</td> <td>⑨</td> <td>⑧</td> <td>⑦</td> <td>⑥</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">申請件数→ 1 2 3 4 5</td> </tr> </table>	申請件数の平均点↓						80点以上	⑤	④	③	②	①	75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②	70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③	65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④	60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	申請件数→ 1 2 3 4 5						①4.0 ②3.6 ③3.2 ④2.8 ⑤2.4 ⑥2.0 ⑦1.6 ⑧1.2 ⑨0.8 ⑩0.4
申請件数の平均点↓																																																			
80点以上	⑤	④	③	②	①																																														
75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②																																														
70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③																																														
65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④																																														
60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤																																														
55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥																																														
申請件数→ 1 2 3 4 5																																																			
術者表彰の有無 (業務執行技術力)優良技		(別記様式-6) 沖縄県土木建築部における令和4年度から令和6年度までにおける優良技術者表彰の経験について、以下の順で評価する。 ①表彰実績あり ②表彰実績なし	①1.0 ②0.0	①1.0 ②0.0	①1.0 ②0.0																																														
小計		満点の点数	9.0	8.5	7.5																																														
			25.0																																																

注) 担当技術者については、主に業務を担当する者1名を提出すること。

注) 評定点の評価方法については、手引きを確認すること。

イ 実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	ヒアリング ⁶
実施方針・ 実施フロー・ 工程表その他 (別記様式 -12)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	7.0
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5.0
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5.0
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	4.0
		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	4.0
小計		25.0	

ウ 特定テーマ

評価項目	評価の着目点		技術点	
		判断基準	ヒアリング ⁶	
特定テーマ に関する 技術提案 (別記様式 -13)	全体	特定テーマ間の整合	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	10.0
	特定 テ ー マ 1	的 確 性	環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	3.0
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	3.0
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	2.0
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	2.0
		実 現 性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	3.0
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	3.0
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	2.0
			提案内容によって想定される事業が適切な場合に優位に評価する。	2.0
	特定 テ ー マ 2	的 確 性	環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	3.0
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	3.0
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	2.0
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	2.0

		提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	3.0
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	3.0
	実現性	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	2.0
		提案内容によって想定される事業が適切な場合に優位に評価する。	2.0
小計			50.0
アからウの合計（満点）			100.0

エ 参考見積もりに関する確認

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	評価のウェイト
参考見積もり	業務コストの妥当性	・業務規模と大きく乖離がある場合は非特定	—

4 参加説明書に対する質問及び回答

参加表明書等を提出しようとする者又は技術提案書の提出要請（選定）を受けた者は、参加表明書又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

ア 契約手続に関すること。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 景観形成班
 電話番号 098-866-2408

イ 上記(1)以外に関すること。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
 沖縄県土木建築部都市恵計画・モノレール課 企画班
 電話番号 098-866-2408

(2) 提出期間、提出方法、及び場所

ア 期 間 参加表明書について：令和7年4月11日(金)から令和7年4月16日(水)まで
 技術提案書について：令和7年5月13日(火)から令和7年5月23日(金)まで

イ 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

ウ 場 所 上記(1)イによる。

エ 提出方法 書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(3) 回答の方法

ア 期 間 参加表明書について：令和7年4月17日（木）から令和7年4月18日（金）まで
 技術提案書について：令和7年5月26日（月）から令和7年5月27日（火）まで

イ 場 所 インターネットにより閲覧する。

【公募・入札発注情報】

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025074/1032419/index.html>

5. 技術提案書の作成に必要な過年度報告書等の閲覧について

2(3)に基づき技術提案書の提出要請の通知を受けた者のうち、技術提案書の作成にあたり必要となる場合は、以下に記載する過年度報告書等を閲覧することができる。

(1) 閲覧可能な過年度報告書等

- ア 令和3年度第4回パーソントリップ調査・検討業務（令和4年12月）
- イ 令和4年度第4回パーソントリップ調査検討業務（令和5年3月）
- ウ 令和5年度第4回パーソントリップ調査業務（令和6年3月）
- エ 令和6年度第4回パーソントリップ調査分析業務（現況分析資料暫定版）
- オ 沖縄本島中南部都市圏総合都市交通協議会資料（令和4年度～令和6年度）

(2) 閲覧申し込み方法

- ア 申込期間 令和7年5月13日（火）から令和7年5月21日（水）まで
- イ 申込方法 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課の代表メールアドレスあてに、下記ウの閲覧期間の中から希望日（2候補）と希望時間帯（AM(9:00～12:00)、PM(14:00～17:00)）を記入のうえメール送信すること。（メールを送信した場合は受信確認の連絡をすること。）
 - ・ 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 企画班
 - 代表メールアドレス aa065005@pref.okinawa.lg.jp
 - 電話番号 098-866-2408
- ウ 閲覧期間 令和7年5月14日（水）から令和7年6月3日（火）
- エ 閲覧場所 沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課（窓口）